

**適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する
明細書(その2)(第7号の2様式別表5(2))記載の手引**

愛 知 県

1 この明細書の用途等

この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が地方税法施行令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。

なお、この明細書は、第7号の2様式別表5(その1)に代えて使用して差し支えありません。

この明細書の①及び④から⑦までの各欄は、次のとおり記載します。

「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合…当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑬欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)とする適格分割等が行われた場合…当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑬欄の金額
3「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 ①欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10欄の金額
4「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。

(7.4)